

山形県地域職業能力開発促進協議会の委員の募集

〔リカレント教育を実施する大学等〕

山形労働局においては、山形県と共催により、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の規定に基づき、都道府県の区域において地域の関係機関が参画し地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等のほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う山形県地域職業能力開発促進協議会(以下「地域協議会」といいます。)を設置しております。

(別添「設置要綱」参照のこと)

つきましては、本協議会の構成員として参加いただくリカレント教育を実施する大学等を募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を図る観点から、貴校が山形県内で取り組むリカレント教育の内容についてご紹介いただくとともに意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和8年11月1日から令和10年10月31日までを予定しています。

募集にあたっては、地域協議会の出席人数に制限がありますので構成員として1者程度を予定しています。

それを超える応募があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす大学等とします。

- ① 学校教育法における大学、短期大学及び高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練(履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等)を実施していること。
- ② 大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

4 募集期間等

令和8年9月14日(月)から同年9月25日(金)の12日間募集します。

応募期間は、令和8年9月14日(月)から同年9月25日(金)までとします。

5 応募方法

応募期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メールにてご提出下さい。

・メールアドレス kobayashi-masaharu@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。

7 その他

第1回山形県地域協議会については、令和8年11月中の開催を予定しています。

本地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。

今年度は、その他に1回程度の開催を予定しています。

8 本件に関するお問い合わせ先

山形労働局職業安定部訓練課 電話 023-626-6106